

地域内フィーダー系統確保維持計画

平成28年6月29日
(名称) 相模原市地域公共交通会議
(代表者名) 会長 中村文彦

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

相模原市では、移動制約者（高齢者をはじめとした自動車を利用できない人等）の社会参加の促進や地域振興、低炭素社会構築の推進などを目的として策定した「相模原市バス交通基本計画」の中で、津久井地域の公共交通空白地区における生活交通の確保という課題への対応として、「地域住民」「市」「事業者」の3者協働による乗合タクシー（需要応答型区域運行）の導入制度を示している。

その津久井地域にある緑区吉野及び与瀬地区は、山間部に位置していることから勾配率の高い坂道が多く、徒歩や自転車で移動に適していない。また、最寄りのバス停までも1km以上の移動を要し、移動制約者の移動に支障をきたしている。

更に、当該地区の高齢化率は平成28年1月1日現在、37%と非常に高い値を示しており、自動車の運転が困難な高齢者等の日常生活に必要な最低限の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。

併せて当該地区の最寄り駅の周辺には、わずかに商業施設や医療機関等はあるものの、多くの住民が必要とする商業施設や医療機関等までは他の駅までの移動が必要な状況となっている。

当該地区の住民も交通を地域の課題と捉え、乗合タクシーの導入制度を活用して、課題解決を図るため、平成24年11月26日に地域の自治会を中心とした「吉野・与瀬地区乗合タクシー運行検討委員会」を組織して市と一緒に乗合タクシーの導入検討を開始した。

当該検討委員会では、地域住民の日頃の外出先や移動手段等を調査し、5回の会議と市で行った需要調査の結果を受け、運行区域等の運行計画を策定し、平成25年11月5日に「地域公共交通会議」において運行計画及び実証運行実施について合意形成が図られた。

そのため、本市では、本計画に基づき、平成26年10月1日から「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく国の支援を受けながら、地域、事業者及び行政が協力して移動制約者の生活交通の確保を目的として、乗合タクシーの運行を開始し、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組を継続していくこととしている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

本市では、乗合タクシーの運行継続条件（設定した便の50%以上が稼働し、かつ、稼働した1便あたり1.5人以上の利用）を設定しており、運行を継続し、地域の生活交通を確保していくため、平成31年度までの目標を次のように定めた。

| 目標 | H29 | H30 | H31 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 稼働率 | 65% | 70% | 70% |
| 1便あたり利用者数 | 1.8人 | 1.8人 | 1.9人 |
| 年間利用者数 | 2,300人 | 2,450人 | 2,600人 |

(2) 事業の効果

乗合タクシーの運行により、交通空白地区の解消が図られ、移動にあたっての負担が軽減され、外出意欲の増進に伴う移動制約者等の社会参加を促進し、地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、これまで通院等に自家用車で送迎してもらっていた高齢者等が乗合タクシーへ移行することにより、温室効果ガスの排出削減にも寄与する。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添「表1」のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添「表2」のとおり

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

山口自動車株式会社

6. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添「表5」のとおり

7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成25年11月5日 第15回市地域公共交通会議
運行計画及び実証運行実施について同意
- ・平成26年3月4日 第16回市地域公共交通会議
事業者選定方法について同意
- ・平成26年6月13～23日 市地域公共交通会議（文書協議）
平成27年度地域内フィーダー系統確保維持計画について同意
- ・平成27年3月4日 第18回市地域公共交通会議
平成28年度地域内フィーダー系統確保維持計画について同意
- ・平成28年2月16日 第21回市地域公共交通会議
平成29年度地域内フィーダー系統確保維持計画について同意

8. 利用者等の意見の反映

運行開始に伴い、沿線自治会を中心とした「吉野・与瀬地区乗合タクシー利用促進協議会」を立ち上げて、実績報告と共に利用促進策や運行内容について、地域住民の意見を運行計画に反映している。また、市地域公共交通会議に公募市民が委員として参画しており、計画案の同意を得ている。

9. 協議会メンバーの構成員

| | |
|--------------------|---|
| 関係都道府県 | 神奈川県県土整備局都市部交通企画課 |
| 関係市区町村 | 相模原市都市建設局まちづくり計画部 |
| 交通事業者・ 交通施設管理者等 | 社団法人神奈川県バス協会、社団法人神奈川県タクシー協会、 神奈川中央交通株式会社、相模原タクシー施設会、 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会、 神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室、 相模原市都市建設局土木部 |
| 地方運輸局 | 関東運輸局神奈川運輸支局 |

| | |
|----------------|---|
| その他協議会が必要と認める者 | 横浜国立大学理事・副学長・教授、東洋大学教授、公募市民、相模原市自治会連合会、特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら |
|----------------|---|

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 相模原市中央区中央 2 - 1 1 - 1 5

(所属) 交通政策課

(氏名) 豊島 泰房 石橋 裕大

(電話) 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 4 9 (直通)

(e-mail) toshikoutsu@city.sagamihara.kanagawa.jp